

第6章 介護保険事業にかかる費用と保険料の算出

1 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業にかかる費用見込み等をもとに算定します。

（1）財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は22%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

（2）算出の方法

【事業費の見込み】

- ① 介護保険給付費
- + ② 特定入所者介護サービス費
- + ③ 地域支援事業費
- + ④ 高額介護サービス費等、その他

以上合計の22% = ⑤ 第1号被保険者負担相当額

【市町村ごとに異なる係数】

- ⑤ 第1号被保険者負担相当額
- + ⑥ 調整交付金相当額
- ⑦ 調整交付金見込額
- + ⑧ 財政安定化基金償還金
- ⑨ 準備基金取崩額
- ⑩ 財政安定化基金取崩による交付額

⑪ 保険料収納必要額

【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑪ 保険料収納必要額
- ÷ ⑫ 予定保険料収納率
- ÷ ⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

⑭ 「保険料の基準額」（年額）

2 第1号被保険者介護保険料基準額

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定がされており、国の標準段階で第5期の6段階から9段階への見直しが行われています。

小郡市では、第5期計画における考え方を踏襲しつつ、さらなる多段階化検討しており、これにより、低所得や制度改正に伴う被保険者への保険料負担の軽減を図ります。

＜所得段階別の保険料の設定＞

※国の標準段階どおりの場合

所得段階	対象者	保険料基準額 に対する割合
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、 市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.5
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.75
第3段階	市町村民税世帯非課税で、合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額×0.75
第4段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9
第5段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額
第6段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2
第7段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額×1.3
第8段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額×1.5
第9段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が290万円以上の者	基準額×1.7